

記入上の注意点

認定を受けた協定に定める事項を確認の上、変更がある場合は、表紙（p. 1）の該当欄に○を付け、該当ページに変更内容を記入してください。

変更がない場合は、表紙（p. 1）の変更なしの欄に○を付けて提出してください。

1 集落協定の管理体制などの変更（p. 2）【集落協定】

- ① 変更がある役職のみ記入してください。
- ② 変更理由は、「役員改選」など、具体的に記入してください。

2 協定管理者の変更（p. 3）【集落協定】

- ① 新年度から管理者が変わる協定農用地がある場合は、記入してください。なお、農業委員会へ農地の貸し借り等（利用権設定）の届出が必要な場合は、この手続きを行ってください。
- ② 新年度中に、協定農用地の売買や経営移譲などを予定している土地や農業者がある集落は、特に注意してください。（9月の現地確認（予定）以前に土地の売買や経営移譲が見込まれる場合は、あらかじめ申請してください。）
- ③ 変更理由は、「前管理者が体調不良で管理困難なため」、「経営移譲」、「土地の売買」など、具体的に記入してください。
- ④ ③の変更と次の「3 協定農用地の追加変更」により、**新たに集落協定に参加される場合は、構成員一覧（別添2）に必要事項を記入の上、押印をお願いします。**

3 協定農用地の追加変更（p. 4）【集落協定、個別協定】

- ① 新年度から中山間地域等直接支払交付金事業の協定へ新たに農用地を追加したい場合は、記入してください。（申請受領後、当方で調査し、追加の可否を判定して連絡する予定です。）

4 協定農用地の除外変更（p. 5）【集落協定】

- ① 新年度から除外したい協定農用地がある場合は、記入してください。ただし、この変更は、説明会で説明したとおり、不可抗力によるものであっても協定農用地から除外が認められない場合（体制整備単価でC要件に取り組む場合など。）がありますので注意してください。
- ② 「除外の理由」は、「管理者の死亡」など、具体的に記入してください。

5 協定農用地の地目変更（p. 6）【集落協定、個別協定】

- ① 協定農用地の地目変更がある場合は、記入してください。

(例) 地目「田」の協定農用地へ新年度「果樹」を植える場合

| 大字 | 符号 (甲乙 など) | 地番 | 枝番 | 変更前 | | 変更後 | | 協定管理者 | 変更の理由 |
|----|------------------|------|----|-----|-----------|-----|-----------|-------|-----------------|
| | | | | 地目 | 面積 (㎡) | 地目 | 面積 (㎡) | | |
| 油木 | 甲 | 9999 | 99 | 田 | 1,000 | 畑 | 1,000 | ●● ●● | 果樹(ブドウ) 植え付け |

地目は「田」から「畑」に、単価は畑の緩傾斜の扱いに変わります。
 なお、次期対策からは、交付金非対象の農用地となります。

- ② 地目が変更される場合として、
- ア 上記の例のように、田に果樹等を植えた場合
 - イ 田を埋め上げたことによって、水田としての機能を失った場合
 などが考えられます。

6 協定農用地の管理内容(作物)の変更 (p.7)【集落協定, 個別協定】

- ① 協定農用地の管理作物に変更がある場合は、記入してください。
 (例1) 変更前「水稻」の協定農用地を新年度「維持管理」とする場合
 (例2) 変更前「水稻」の協定農用地に新年度「野菜」を植える場合

| 大字 | 符号 (甲乙 など) | 地番 | 枝番 | 変更前 | 変更後 | 協定管理者 | 変更の理由 |
|----------|------------------|------|----|------|------|-------|--------------------|
| 例1 小畠 | - | 1234 | 5 | 耕作水稻 | 維持管理 | ●● ●● | 水稻から維持管理に 変更する。 |
| 例2 小畠 | - | 1234 | 6 | 耕作水稻 | 耕作野菜 | ●● ●● | 水稻から野菜に変更 する。 |

7 協定農用地の面積縮小変更 (p.8)【集落協定, 個別協定】

- ① 新年度中に、協定農用地の一部を縮小する予定がある場合は、記入してください。
 「4 協定農用地の除外変更」は、該当地番を除外する場合で、この変更(7)は、
 該当地番の一部を縮小する場合を指します。
- ② 一部を縮小する場合として、
- ア 土地収用法に基づき、公共的な用地(道路・水路等)として買収等された場合
 - イ 農地転用の許可を受けて、協定農用地を農業用施設用地にした場合
 などが考えられます。

8 交付金の使用方法等の変更 (p.9)【集落協定】

- ① 交付金の使途、金額及び配分割合などを変更する場合は、記入してください。

9 その他の変更 (p.10)【集落協定, 個別協定】

- ① その他、1～8の項目以外で協定内容を変更する場合は、記入してください。

不明な点は、産業課農地係(電話 0847-89-3337)へお問い合わせください。